

諮問番号：令和2年度諮問第42号

答申番号：令和2年度答申第48号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、生活扶助基準の改定を理由として保護費が減額されたが、物価の高騰、消費税率の引上げ等により生活が困窮していることから、保護費を減額した原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は改定後の「生活保護法による保護の基準」（以下「保護基準」という。）に基づいて行われており、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法並びに保護基準及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）の算定方法は、保護基準により定められているところ、処分庁は、令和2年に改定された保護基準（以下「改定後の保護基準」という。）により基準生活費を、請求人が居住する市の介護保険条例に基づき介護保険料加算を、それぞれ算定した上で、これらの額を合算して、一般生活費を算定したことが認められる。また、処分庁は、保護基準に基づく厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で住宅費を認定したことが認められる。さらに、処分庁は、前記の一般生活費及び住宅費の額を合算して最低生活費を算定したことが認められる。

したがって、原処分は、改定後の保護基準等に基づいて適正に算定された最低生活費を保護費とするものである。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年3月2日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条

第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（生活保護法第8条第1項）。また、保護基準によれば、最低生活費の算定における基準生活費は、個人単位に算定できる生計費（第1類）と世帯共通的な経費（第2類）の組合せにより、年間の需要を平均した月額で示されている。

こうした基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられていると解されるが、その内容は、国民の消費動向や社会経済情勢を勘案して、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）における審議を踏まえ、所定の手続を経て定めることとされている。

この点、請求人は、生活扶助基準の改定を理由として保護費が引き下げられたことは違法又は不当であると主張する。

しかしながら、基準生活費の決定は、専門技術的、政策的な観点から厚生労働大臣の合理的裁量に委ねられており、その内容は、基準部会における専門的かつ科学的見地からの検討等を経て定められているところ、今回の改定に係る厚生労働大臣の判断は、基準部会の検討等を経た意見に沿って行われたものであり、この判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情は伺われな。したがって、このように決定された改定後の保護基準に定める基準生活費を適用して行われた原処分が違法又は不当であるということとはできない。よって、請求人の主張は採用することができない。

なお、基準生活費以外の保護費（介護保険料加算及び住宅費）の算定については、原処分前から変更はなく、また、保護基準等に基づき正しく算定されていることが認められる。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子